

第1回丹波市権利擁護支援センター（仮称）設立準備委員会議事録（要旨）

日時：令和3年6月24日（木）

午後2時30分から

場所：丹波市役所本庁第2庁舎

2階 ホール

出席者等 22名（委員、事務局、関係職員）

1 開会

- ・正副委員長が決定するまでの議事進行を吉見係長が進行する。
- ・事前送付の資料と、当日配布の資料を確認する。
- ・出欠確認、委員名簿（10）自治会長会代表篠倉敏孝様は事前に欠席の連絡あり。
- ・議事録作成のため音声録音を行う。発言の際は名乗り、マイクにて発言する。
- ・林市長より挨拶

新型コロナウイルスのワクチン接種を、日曜日以外は毎日実施しており、順調に進んでいる。この21日から個別接種を開始しており、接種券が届けば接種してもらうようお願いしたい。

4月に第3期地域福祉計画等を一体的にとりまとめた「丹波市の地域福祉を推進するための計画」を策定し、支援体制の充実や、すべての人が自分の意思で自分らしく住み慣れた地域で暮らしていける地域を目指す。

国は成年後見制度利用促進法、成年後見制度利用促進基本計画において国の制度理念を尊重し施策を推進する。権利擁護支援が必要な人が増えており、周知啓発や早期の段階からの支援ができるようにする必要がある。

地域で安心して暮らせるようセンターの設立を目的に協議を行っていただくようお願いしたい。

2 自己紹介

- ・委員名簿順に委員の自己紹介を行う。
- ・事務局の紹介、井上理事、中村課長、橋本の順に自己紹介する。

（事務局）丹波市権利擁護支援センター（仮称）設立準備委員会設置要綱（以下、設置要綱）第6条に基づき、欠席者1名により過半数の出席により、**会議成立を宣言する。**

3 委嘱書交付

林市長より、委員名簿順に委嘱書を交付する。

4 議題

(1) 委員会の目的 (事務局)

- ・設置要綱、第1・2条から目的や検討内容の概要を説明する。
- ・スケジュールとして令和5年度の設立を目指して本日を含め令和3・4年度の2年間をかけて協議を行う。

(2) 正副委員長の選出

- ・設置要綱に基づき正副委員長を選出する。
- ・選出方法の意見や立候補者なく、事務局から指名 → 「異議なし」
- ・委員長は上田委員、副委員長は馬場委員に決定する。

(3) 要領(案)について (進行を上田委員長へ)

(以下、事務局より説明)

①丹波市権利擁護支援センター(仮称)設立準備委員会運営要領(以下、運営要領)(案)
会議の公開等、丹波市情報公開条例により原則公開する → 「賛成多数で決議」

②丹波市権利擁護支援センター(仮称)設立準備委員会傍聴要領(以下、傍聴要領)(案)
傍聴要領案 → 「賛成多数で決議」

- ・設置要綱につく(仮称)の文言については、今後省略する → 「異議なし」

(4) 権利擁護支援センターとは (事務局、パワーポイント資料により説明)

(委員) 今回の説明の内容(取組等)は丹波市のイメージか、一般的なイメージか。

(事務局) 一般的なイメージとして捉えてほしい

(5) 成年後見制度の利用促進について (事務局、パワーポイント資料により説明)

(6) 丹波市の現状について (事務局、パワーポイント資料により説明)

①丹波市の取組状況

②第3期丹波市地域福祉計画

③丹波市成年後見制度利用促進基本計画

(委員長) ご質問があればおうけしたい。

(委員) 確認ですが、現状や経緯を説明いただいたので昨年のことを振り返る機会になった。今後の進め方ですが、いつ頃開設を目指すのか、それを遡ってスケジュールをたてないといけないかなと思いますが。

(委員長) さきほど令和5年とありましたが、事務局よりあらためてお願いします。

(事務局) 令和5年ですが、協議が早くすすむと早い開設もいいかなと思いますが、

2年間をかけてじっくり協議いただけたらと思います。

(委員) スライドでスケジュールを示してもらっているが、今から実態把握をしたりするのかなと思うが、そのあたりはどうか。

(委員長) そのあたり事務局から、見通してみたいなものがあれば。

(事務局) 実態把握がまず必要。2回目の委員会の中で実態把握の規模や対象者をお示ししたい。どういう機能がいるのか、等を協議してほしい。設立となると財源のことが関わってくるので、事務局のほうで整理していきたい。

(委員長) ある市からオーダーがあり説明に行った。これからというところが圧倒的に多い。やらないといけないから、やるという地域が多い。「地域ではどうですか」と聞くと、「よくわからない。」と言われることがある。地域の把握をやらないでセンターだけを作ろうとしているところもある。4月からセンター開設に行政が焦っていて「具体的な話が委員会で出ないから…」と。結果的にセンター開設を半年延期した。他府県でもそうせざるをえなかった例もある。要は地域ニーズを把握していなかった。現状を紹介してもらったが、こういうものすらでなかった。まず地道に、そういう意味でも2年間、時間をかけて協議をする必要がある。

国の成年後見制度利用促進計画は、5か年計画で、今年度は5年目。権利擁護支援センターが今、できているのは2、3割。今年度、かなり強引にというか、強力に国の方では発破をかけていっている。お金を使って設置するのであれば、役に立たなければ意味がない。丹波市らしさ。地域の実態を基にしたオリジナルのもの。その地域にあったものにしたほうが実効性のあるセンターになる。

私の関わっている地域では、高知県の中土佐町は、丹波市の10分の1の人口で関わった地域の中で一番小さな町。国の専門家会議での資料(資料提供あり)。また、尾張東部(愛知県)の広域型のセンターの資料(資料提供有)。今は尾張東部のアドバイザーもやっている。

お金の問題、人の問題とか色々あるが地域ニーズに即したところは、実効性のあるものになっている。ぜひ、次回、実態調査について協議し、どういうふうにしたらよりリアルなものがみえてくるのかを話合っていたいただければと思う。

5 第2回 丹波市権利擁護支援センター設立準備委員会の日程 (事務局)

- ・9月21日(火)午後2時から、本庁第2庁舎2階ホールにて
- ・内容は、実態調査の実施、センターの機能について協議をする予定

6 閉会 (馬場副委員長)

- 色んな説明を聞いて頭がいっぱいだが、具体的な在り方が大事になる。9月までの間、次回あてられたときに質問できるように準備いただけたらと思います。